

第5回蟹江町総合交通戦略推進協議会 議事要旨

開 催 日 時	令和元年12月24日(火) 午前10時～午前11時30分
開 催 場 所	蟹江町役場 3階 協議会室
出 席 者	会長始め委員13名(欠席者1名)・オブザーバー2名(※代理出席含む)、事務局

開 催 内 容
<p>1 挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河瀬副町長、嶋田会長より挨拶 <p>2 議事事項</p> <p>(1) 第4回推進協議会の意見対応状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より資料1に基づき説明 <p>(2) 蟹江町総合交通戦略(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より資料2に基づき説明 <p>[質疑応答：○…委員・オブザーバー、●…事務局]</p> <p>○ 会長</p> <p>計画編P.28の事業『近鉄蟹江駅の駅前広場の整備』について、前回会議での意見を踏まえ、説明文に「歩行者動線を確保し、安全に横断できるように」と追記しているが、動線に関し、自転車交通に問題はないか。自転車駐車場と駅前広場の位置関係は、どのようになっているのか。</p> <p>● 事務局</p> <p>近鉄蟹江駅は、駅前広場に直接自転車を乗り入れる自転車駐車場はない。</p> <p>○ 会長</p> <p>周辺の自転車駐車場に駐車し、駅までは徒歩での移動なのか。</p> <p>● 事務局</p> <p>そうである。</p>

○ 会長

計画編P.48『7 評価指標』について、表現上の問題だが、説明文中の「数値目標は施策によって効果の発現時期が想定することが困難なものが含まれるため」は、「が」が続いているので、「効果の発現時期を」に修正しては。

● 事務局

修正する。

○ 委員

資料編P.78の表『運転免許自主返納支援制度設置自治体一覧』に県内自治体の制度導入の状況が載っているが、蟹江町では今後制度を導入する予定や検討をしているか。

● 事務局

町独自ではないが、高齢者交通安全サポーターとして商工会等に協力していただいております。今後も拡大を図っていく予定である。

○ 委員

高齢者を対象にアンケートを実施すると、自主返納すると移動手段がなくなるため、公共交通に関するサービス拡充を要望する声が多い。町として検討していただければ。

○ 副会長

近年の他自治体の状況も確認しているので、財政面との兼ね合いもあるが、町として検討していきたいと思う。

○ 委員

返納するかと運転を継続するかを両面からサポートする必要がある。サポカーの普及・促進も警察や国は進めており、補助金制度の検討をしている自治体もある。財政面での制約はあると思うが、公共交通だけでなく交通社会の拡充の取り組みも検討していただければ。

○ 会長

後付け安全運転支援装置設置のための補助をしている県内の自治体もある。

○ 副会長

昨今の国や県の動きも確認しているので、財政面との兼ね合いもあるが、町として検討していきたいと思う。

- 会長
これまでの議論を、何らかの形で記載できないか。
- 副会長
検討する。
- 委員
計画編P. 35 の事業『高齢者の公共交通利用サポートの実施検討』について、高齢者が免許返納した場合に買い物や通院のための移動が必要になるので、商店や病院への巡回バスも検討しては。
- 会長
バスの施策に関しては、計画編P. 32 に事業目的の説明文に「公共交通を利用した通院や買い物、通勤・通学の需要を拡大します」と記載がある。
お散歩バスはどのようなルートなのか。
- 委員
町内の北と南に各々オレンジコース・グリーンコースの2つのコースがある。日曜は別で町内全域を回るコースが設定されている。
- 会長
地域公共交通会議などの随時見直していくための体制が必要である。
- 委員
理解度の問題もある。長寿会やサロンなどに対して説明や啓発も必要ではないか。
- 事務局
高齢者のバスの乗り方教室などの実施について今後検討したい。
- 会長
バスの乗り方教室については、計画編P. 35 の事業『高齢者の公共交通利用サポートの実施検討』に記載がある。公共交通会議がないのであれば、公共交通機関を随時見直していくための体制づくりが重要であるので、検討いただきたい。

○ 委員

計画編P.58『9 評価改善の仕組み』のPDCAサイクルについて、令和7年度（短期目標）、令和12年度（中期目標）にCheck（全体評価）⇒Action（改善）⇒Plan（改訂）を行うと記載されているが、様々な指標を設定しているの、細かなCheckというのは毎年度行っていくという理解でよいか。資料ではその辺りが読み取れない。

● 事務局

事業により進捗状況が異なるので、毎年度の進捗管理が必要だと考えている。資料への記載を検討する。

○ 委員

計画編P.41の事業『歩行者・自転車通行空間の設置検討・整備』はハード面の施策であるが、自転車条例制定による防犯登録やヘルメット着用の義務化、学校での自転車教育の強化など、ソフト面での施策実施について検討をしているか。愛知県自身が、県としての条例がないので、各自治体において可能な範囲で実施している現状ではあるが。

○ 副会長

町の取り組みとしては、町内に都市公園の交通児童遊園があり、それを活用して高齢者や児童などに対し、自転車マナーについて意識づくりを行っている。

○ 委員

それは町独自の取り組みなのか。

○ 副会長

そうである。

○ 委員

警察としても、高齢者の自転車大会の開催など交通安全教育には力を入れている。産官学連携して取り組みを行う場合に、警察も呼んでいただければ、より専門的な指導、協力ができると思うので、積極的に活用していただきたい。高齢者は特に頭部を打って、重傷や死亡するケースが非常に多いので、普及啓発や広報、交通安全教育の拡充を検討していただきたい。

○ 会長

交通安全教育については、施策として記載していないか。

● 事務局

計画編P.44に事業として『交通マナーを守る意識づくり・啓発活動』を挙げている。警察、町、地域がタイアップして実施していく取り組みである。

○ 会長

自転車保険への加入を条例で義務化している自治体もある。自転車は軽車両で原則車道を通行することとなるが、ヘルメットの義務化が遅れている。そういった条例制定までは難しいかもしれないが、事業内容を強調するような書きぶりにできるとよい。

○ 委員

自転車の利用が増えているが、自転車道路の総点検を実施できないか。
また、町教育委員会が開催している「みんなで歩こう会」などを、交通安全マナーの啓発を兼ねて実施できないか。

● 事務局

担当部局と調整して可能であれば検討したい。

○ 会長

資料1のP.4の意見No.9への対応として、「一方、生活道路において平均旅行速度が上昇することは望ましくないため、生活道路に関連する施策の実施により、速度を規制していきます」とある。「生活道路に関連する施策」は、計画編P.40の『C-3:生活道路などの交通安全対策』が該当すると思うが、事業『生活道路などにおける交通規制の導入』の説明文では「交通規制の導入による交通安全対策を進めます」とあり、交通規制のみが強調されている。そのような考え方でよいのか。物理的なハード整備も併せて考えるとよいのでは。それについては、その下にある事業『交通安全施設の設置』が該当するという理解になるのか。

● 事務局

そうである。

○ 会長

交通規制の導入は、一方通行やゾーン30などを想定しているのか。

○ 委員

町内でもゾーン30は事例がある。

○ オブザーバー

計画編P.29の事業『JR 蟹江駅の自由通路新設』及び『JR 蟹江駅の橋上駅舎化』について、事業スケジュールが令和3年度までに整備完了となっているが、現地の工事進捗状況や供用開始予定時期を聞く限り、令和2年度までには完了するという認識だった。令和3年度まで時間を要するものなのか確認したい。

● 事務局

来年度におおむね駅自体は完成し供用開始する予定だが、その後の撤去工事が令和3年度までかかるため、このような記載となっている。

(3) 今後のスケジュールについて

- ・事務局より資料3に基づき説明

3 その他

以上